



森林の役割

森林は、水源涵養や国土の保全などで、私たちに広く恩恵をもたらしています。全国有数の林業地である日田市でも、森林が生活の様々な場面で活用され、豊かな生活と経済の健全な発展に大きく貢献してきました。近年では、激甚化する気象災害を受けて、「地球温暖化防止機能」が注目されています。

また、脱炭素社会を目指す現代において、森林は二酸化炭素の吸収や、再生可能エネルギーである木質資源の生産の役割を担っています。そのため、政府が掲げる2050年カーボンニュートラル達成に向けて、森林への期待はますます大きくなっています。

私たちが直面する課題

長らく続いた材価の低迷や森林所有者の高齢化などによって、森林整備の担



▲木が混み合っている人工林

い手が不足し、森林の管理が適切に行われていないという問題が起きています。また、伐採したあとに植林されていないという事態も発生しています。

私たちは、所有者や境界が分からず、管理が行き届かない森林の増加などの大きな課題に直面しているのです。

森林環境税とは

このような状況の中、創設されたのが「森林環境税」です。地球温暖化防止や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を国民一人ひとりが等しく負担して森林を支えるという観点から、課税されることが決まりました。

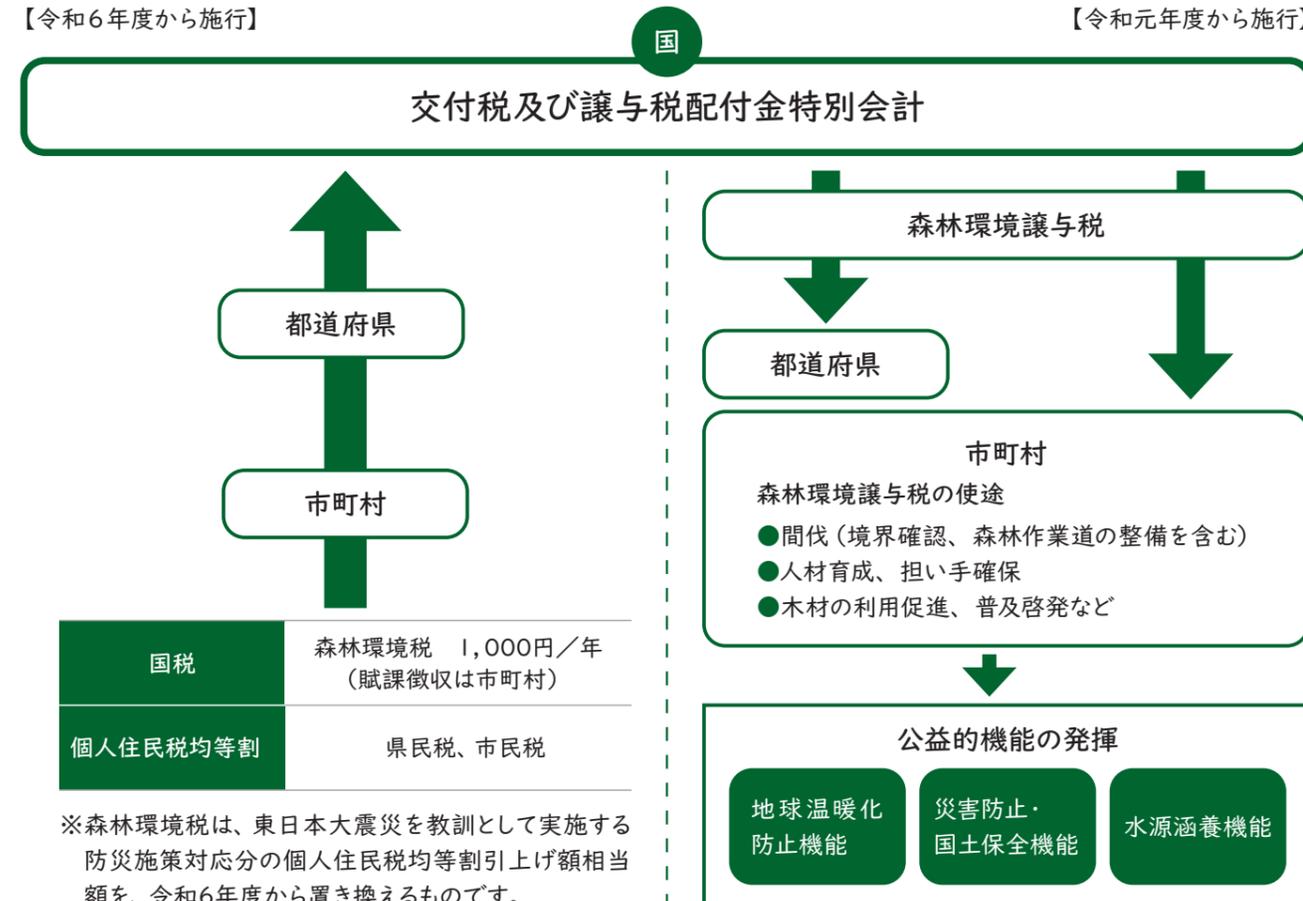
令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として年額1,000円を市町村が徴収します。

森林環境譲与税とは

国に一旦集められた森林環境税をもとに、市区町村と都道府県に再配分するものが「森林環境譲与税」です。喫緊の課題である森林整備の促進に対応するため、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から前倒して譲与され、活用されています。森林環境税と森林環境譲与税の仕組みを下図に示しています。

【令和6年度から施行】

【令和元年度から施行】



1 | 特集 森林環境税ってなに？ もり 森林と生きる私たち

日々当たり前目にする、青々とした日田の山並み。先人が植えてきた森林は静かに成長を続け、様々な形で私たちの生活を支えています。このような森林の役割が、将来にわたり健やかに発揮されるよう「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月に施行され、これに基づく新しい税が創設されました。この機会に、森林と私たちの未来について、一度考えてみませんか。

園林業振興課森林整備係 ☎ 8212 (市役所3階)

私たちの未来を守るために――。

私たちの暮らしを守る 森林環境譲与税

森林環境譲与税と その使い道

森林環境譲与税の使い道は、法律で定められており、県では「市町村の支援等」に、市町村では、次の4つに充てることとされています。

- ①間伐等の森林整備
- ②人材育成・担い手の確保
- ③木材利用の促進
- ④普及啓発の事業

本市がこれまでに、活用した森林環境譲与税は下表のとおりです。

なお、国が行う譲与税の配分は、私有林人工林面積と林業就業者数、人口を基準に割り振られるため、本市の場合、市への譲与税額が市民の納付税額を大きく上回ります。これには、林業を基幹産業とする本市への期待と責任が求められていると言えます。

ここからは、本市が取り組んでいる、①～④について紹介していきます。

① 森林整備

未整備森林の把握や現地調査、森林経営に対する意向調査及び造林などの森林整備事業に対する支援を行っています。

また他にも、地域の避難所などの防災拠点や重要インフラ施設周辺の森林整備に順次取り組んでいます。林道のパトロールや維持・補修、森林作業道の路面整備用生コンなどの原材料支給を行うことで、森林整備の推進を図っていきます。



② 林道及び作業道の補修に対する原材料支給で、補修整備。①が③のように整備された。

④ 伐採の様子。⑤ 日田杉を利用した店舗。⑥ 三隈川公園ウッドデッキ。⑦ 新生児を対象に配付する「森林の木箱」。

② 人材育成・担い手確保

森林づくりのサイクル「切って、植えて、育てる」を循環させていくためには、林業・木材産業に携わる担い手の確保・育成が欠かせません。

日田市では、おおいた林業アカデミーの林業研修生に対する支援や、林業従事者等に対する労働安全対策などの助成を行っています。また、キャリア形成のための資格取得や造林作業者の参入研修に対する支援も行っています。

③ 木材利用の促進

三花公民館や三隈川公園ウッドデッキ、前津江振興局など公共施設の新築・改修をはじめ、私たちが広く利用する店舗や病院等の施設、東屋・ベンチ等の木質化に対して支援を行っています。また、日田材の海外輸出や全国への販路拡大に向けた取組みも行っています。

④ 普及啓発

植樹や枝打ち作業などを行う市民参加の森づくり体験をはじめ、新生児を対象とした「森林の木箱」の配付など、気軽に木と触れ合える機会を提供する木育活動を推進しています。また、森林・林業・木材産業を見学・体験できるPRイベントを開催し、多くの人の理解と興味を深めていきます。

私たちが納める森林環境税をもとにした森林環境譲与税の活用による森林整備促進の取組みは、まさに始まったばかりです。これからも、順次取組みを進め、私たちの未来を守っていきます。

今こそ家族で 山のはなしをしよう

市内の人工林の大半が、伐採ができた林齢を迎え、伐採して新しい山に生まれ変わらせるか、もっと大きな「大径木」を目指すか、選択する時期に入っています。また、これまで山の管理を担ってきた人たちの代替りの時期も迎えているのではないのでしょうか。

これからの土地・森林のことを是非、家族で話してみませんか。受け継いだ森林を次世代へつないでいきましょう。

林地相談受付中

「今の所有者は誰?」「山の管理なんて、想像もつかない!」と思っている人はいませんか。調べてみたら、意外にも所有者は自分ではなかったという人や、山の管理に困っている人は多いものです。林地に関する相談は林業振興課で受け付けていますので、お悩みの際はお気軽にご相談ください。

※森林環境譲与税と充当額との差額は、基金の積立を行っています。

		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)
森林環境譲与税		82,965千円	176,300千円	172,908千円
森林環境譲与税充当額		43,163千円	138,009千円	152,543千円
内訳	①森林整備	24,432千円	110,289千円	142,068千円
	②人材育成・担い手確保	2,624千円	1,982千円	1,217千円
	③木材利用の促進	16,107千円	23,104千円	5,387千円
	④普及啓発	-	2,634千円	3,871千円